

令和元（2019）年度第1回多文化共生推進委員会

日 時：	2019年5月30日（木曜日） 14：30～16：00
場 所：	第二本庁舎31階 特別会議室22

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）多文化共生社会の実現に向けて今後取り組むべき課題について

（2）その他

3 閉 会

【 参 考 】

資料1 多文化共生推進委員会委員名簿

資料2 多文化共生推進委員会設置要綱

資料3 都内の在住外国人の状況

資料4 多文化共生推進委員会における主な意見

資料5 委員会での意見を踏まえた東京都の施策

資料6 東京都に求める施策・取組

多文化共生推進委員会委員名簿

2019年5月30日

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職
いいの なつこ 飯野 奈津子	NHK解説委員
かんざき あきら 神崎 章	新宿区地域振興部多文化共生推進課長
こばやし ひろこ 小林 普子	特定非営利活動法人みんなのうちに 代表理事
こもだ ようこ 薦田 庸子	公益財団法人武蔵野市国際交流協会 チーフ・コーディネーター
しりる こびーに シリル・コピーニ	アンスティチュ・フランセ日本 映像・音楽部門 メディア&音楽担当 フランス人落語家パフォーマー
たん まうらに 丹 マウラニ	翻訳・通訳・インドネシア語講師
ど みー ひえん ド・ミー・ヒエン	ベトナム語通訳・翻訳ボランティア
なかのめ やすあき 中野目 泰明	八王子市市民活動推進部多文化共生推進課長
はせべ みか 長谷部 美佳	明治学院大学教養教育センター 准教授
しゅれすた ぶばーる まん シュレスタ・ブパール・マン	エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン理事長
もはめど おまる あぶでいん モハメド・オマル・アブデイン	学習院大学法学部政治学科 特別客員教授 NPO 法人スーダン障害者教育支援の会 代表理事
もりた まさと 森田 昌仁	J P モルガン証券株式会社 人事部アソシエイト
やざき りえ 矢崎 理恵	社会福祉法人さぼうと21 学習支援室コーディネーター
やまわき けいぞう 山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授
よ じゅうおん 呂 智媛	株式会社ローソン 運営本部 店舗運営支援部
わん ふうちん 王 慧權	認定 NPO 法人多文化共生センター東京 理事・顧問

多文化共生推進委員会設置要綱

平成13年6月15日

13生文振国第147号

生活文化局長決定

改正 平成18年3月31日

17生文振事第603号

改正 平成19年3月30日

18生都管法第1714号

改正 平成22年7月9日

22生文総総第825号

改正 平成27年7月1日

27生都地第682号

改正 平成28年7月1日

28生都地第311号

(設置目的)

第1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、生活文化局長に進言及び助言する。

(構成)

第3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO等から、生活文化局長が依頼する20人以内の委員で構成する。

(委員任期)

第4 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会を招集するときは、各委員に対して、委員会の日時、場所、議題及びその他必要な事項

をあらかじめ通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りではない。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(公開等)

第7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

都内の在住外国人の状況

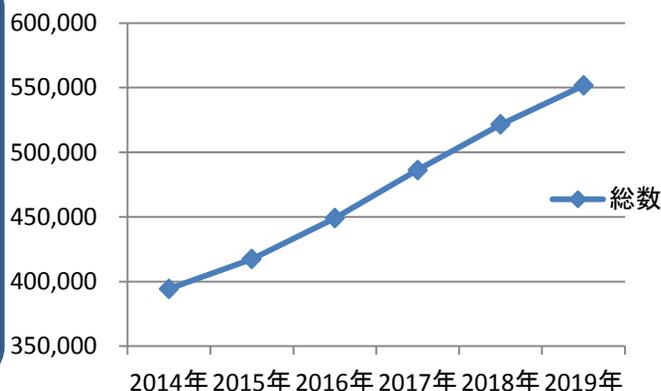
1 外国人人口が増加

都内の在住外国人数は過去で最大（全国の21%）、5年前に比べ約16万人増加

(2014.1.1)39.5万人【3.0%】
→(2019.1.1)55.1万人【4.0%】

※【 】は都内総人口に占める割合

<参考> 在住外国人人口の推移(外国人総数)



2 国籍が多彩で、新たな居住者も増加

・ 194の国・地域（2019年1月時点）

中国が1位、次に韓国、ベトナムと続く

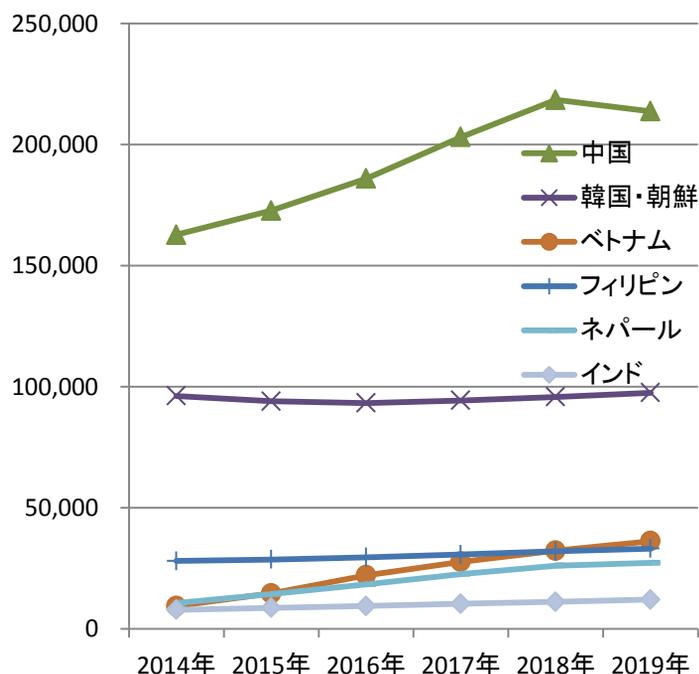
①中国39%、②韓国17%、③ベトナム7%、④フィリピン6%、⑤ネパール5%

・ 特に、ベトナム、ネパール人が増加

ベトナム (2014年) 9,427人 ⇒
(2019年) 36,227人 【3.8倍】

ネパール (2014年) 10,623人 ⇒
(2019年) 27,290人 【2.6倍】

<参考> 在住外国人人口の推移(国籍別)



3 国の外国人材受入政策や経済・社会のグローバル化の一層の進展により、在住外国人の増加は今後さらに加速

・ 新たな在留資格である「特定技能」の創設

特定技能1号：特定分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務

特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務

<第2回多文化共生推進委員会> (2016年9月29日) テーマ：子供の教育

- 都全体であれば希少な言語の子が入ってきても、対応できる人を配置できる
- 自治体に格差がある。研修等、どの地域も同じサービスが受けられると良い
- 多文化共生推進指針の旗振り役の都が、区市町村の国際交流協会の充実を図って行くことが重要

<第3回多文化共生推進委員会> (2016年11月28日) テーマ：大人の教育

- 日本語を学びたくても、受け皿が少なく、待ちが発生している状況
- 日本語教室でのマニュアルがないため、ボランティアの能力やスキル頼みの状況
- 日本語教室を地域と関われる場の一つと捉えている外国人もおり、行政情報もそこで届けるのが一番

<第4回多文化共生推進委員会> (2017年2月23日) テーマ：医療

- 制度に対する無理解で健康保険未加入になり、医療費を払えなくなる人が多い
- 支援団体では、税や健康保険等の制度について繰り返し説明する取組を実施
- 医療に限らず、様々なことを熟知しているコーディネーターからのアドバイスが大切

<第5回多文化共生推進委員会> (2018年3月6日) テーマ：多文化共生社会づくりの取組

- それぞれに異なる文化を持っていることについてもフォローアップが必要
- 施策を検討する際に裏付けとなる基礎データがないと有効な議論にならない
- 外国人の役割を日本人に理解させる意識啓発と、外国人に対する日本文化についての意識啓発も必要

<第6回多文化共生推進委員会> (2018年7月25日) テーマ：外国人相談

- 都で安心してつなげる先をとりまとめて、情報発信することを期待
- A I、I Tあるいはネット等を活用し、標準的な相談対応については自動化する検討も必要
- 外国人向けの行政文書は、例えば学校の定型的な文書について多言語でひな型を作ることや、QRコードを活用するなど、発信者側が「わかりやすい文書をつくる」という意識を持つことが必要

委員会での意見を踏まえた東京都の施策

1 生活情報冊子「Life in Tokyo:Your Guide」

【事業内容】東京で生活し始める外国人向けに発行している生活情報冊子

【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語

【発行部数】70,000部（H30.3末現在）※Web対応

2 多文化共生コーディネーター研修（人材育成事業）

【事業内容】地域における外国人の多様なニーズに対応するため、教育・医療・福祉・防災等多岐にわたる分野を包括的にコーディネートする専門人材を育成

【対象者】区市町村及び国際交流協会の職員、外国人支援団体関係者

【受講実績】2017年：62名 2018年：81名 2019年：現在募集中

3 日本語教育ボランティアの育成およびスキルアップに係る事例集

【事業内容】全国の日本語教育に関わる団体の調査・ヒアリングを行い、優良な実践事例やノウハウを紹介する事例集を作成・配布。

【配布先】都内区市町村、国際交流協会又は外国人支援団体

【発行部数】1,000部

4 国際交流・多文化ふれあいイベント「東京多文化フェス」

【事業内容】東京のグローバル化を促進し、「多文化共生社会」の実現に向けた理解を深めるため、日本人も外国人も楽しめる、国際交流・多文化触れ合いイベントを実施。

【来場者数】4,800人

5 東京都在住外国人支援事業助成

【事業内容】民間団体が行う、都内の在住外国人を支援する事業に対して助成

【対象団体】NPO法人、社会福祉法人、任意団体等

【対象事業】・在住外国人の活躍推進事業 ・コミュニケーション支援事業
・生活支援事業 ・多文化共生の意識啓発事業

【助成実績】2016年：9団体 2017年：12団体 2018年：16団体

6 東京都防災（語学）ボランティア平常時活動

【事業内容】災害時に通訳・翻訳を通して被災外国人の支援を行うボランティアを、平常時においてもその語学力を生かし通訳として派遣

【登録者数】777名・17言語(2019.4.1現在)

【派遣対象】東京都各局が実施する事業及び都内区市町村又は区市町村が設置する団体が実施する事業

2019年3月実施「多文化共生推進に係る区市調査」及び2019年5月24日実施「東京都・区市町村多文化共生推進連絡会議（第1回）」に基づき取りまとめ

1 外国人相談

(1) 英中韓以外の相談対応

- ・少数言語への対応は、相談員の確保、マッチング、費用等から自治体単独では困難。
- ・少数言語に対応した窓口の設置や少数言語通訳者派遣制度を取りまとめて欲しい。
- ・市民地域レベルでのコミュニケーションに不可欠であるやさしい日本語の普及が重要であり、定義やルール の周知と合わせて取り組んでほしい。

(2) 複雑・高度な相談対応

- ・複雑高度な相談は、自治体単独では対応が難しいため、広域的な支援体制が必要。
- ・ボランティアやタブレット通訳による対応では、複雑高度な相談対応は困難。
- ・関係機関へのつなぎ方やつなぎ先一覧など、マニュアル整備が必要。

(3) 多様な機関との連携

- ・都内専門機関や支援団体等を知る機会が少ないため、関係機関等とのネットワークを構築する機会を設けてもらいたい。
- ・都内各関連機関（相談窓口、専門機関、支援団体等）のリスト化、情報共有。

(4) 相談員への研修・情報共有

- ・自治体単独での実施は困難なため、コーディネーター育成の研修を実施してほしい。
- ・相談情報を蓄積するためのマニュアルの作成、情報交換の場が欲しい。

(5) 相談員のための相談機能

- ・相談員が相談する場所等、相談員をサポートする制度（仕組み）が必要。

2 地域における日本語学習支援

(1) 日本語を全く話せない外国人への学習支援

- ・地域の日本語教室だけでは補完しきれないため、広域的に専門講師による初心者向けの日本語教室を開催して欲しい。
- ・ボランティア団体への支援が必要。

(2) ボランティアリーダーの養成

- ・ボランティア希望者はいるが、定着しリーダーとなる人材が少ない。リーダーを養成しスキルアップできる研修を広域的に実施して欲しい。

(3) ボランティアに対するスキルアップ研修

- ・ボランティアの育成やスキルアップ研修もボランティア団体任せになっているため、研修の実施や講師派遣をして欲しい。

(4) ボランティアの確保

- ・ボランティアの高齢化等により、体制や人材の確保が困難。
- ・東京2020大会ボランティアやおもてなし語学ボランティアに対して在住外国人にも裾野を広げてもらえるよう、都からボランティア募集情報等を積極的に発信して欲しい。

東京都に求める施策・取組

3 情報・ノウハウの提供

- (1) 他自治体の取組や先進事例等の共有
 - ・先進自治体等の事例を共有して欲しい。
 - ・ボランティア団体への支援が必要。
- (2) 多文化共生に関する役立つ施策やツール等の紹介
 - ・やさしい日本語や多言語での表現方法についての情報が欲しい。
- (3) 東京都各局の施策
 - ・都の取組みについて各局の情報を取りまとめて情報提供して欲しい。
 - ・やさしい日本語について、関係各局で連携して普及啓発して欲しい。
- (4) 都内区市町村との連絡会議の開催
 - ・都がリーダーとなり、担当者間の連携、情報交換の場となる連絡会議を定期的に開催して欲しい。

4 広域的な対応

- (1) 通訳・語学ボランティア派遣
 - ・少数言語に対応するための人材確保が困難なため、通訳、翻訳ボランティアの派遣制度を構築して欲しい。
 - ・防災語学ボランティアを区市町村が活用しやすい仕組みにして欲しい。
- (2) 子供の教育
 - ・子供への日本語指導は、専門性を持った職員が生活等の面でもサポート体制が必要。
 - ・子供のみならず、学校からの通知が理解ができない等、保護者への対応も必要。
 - ・学校現場で多文化共生を意識させるための多文化共生授業等の推奨。
 - ・学齢超過の子供は、学校教育の枠組みを超える課題であり、自治体単独での対応が難しい。
 - ・未就学児への対応検討。
- (3) 各自治体が利用できる・参考になる共通ツールの作成
 - ・少数言語の生活情報冊子等を作成して欲しい。
 - ・インターネットやアプリ等での情報発信が必要。チラシ等にはQRコードを付けて欲しい。
 - ・やさしい日本語の事例集を作成して欲しい。
 - ・自治体が行う災害時の外国人対応について、活用できるツールを作成して欲しい。

5 人材育成

- (1) 行政職員向け研修等
 - ・人事異動により、多文化共生を進めるための知識やノウハウの蓄積が困難で継続性に課題がある。
- (2) 多文化共生に関するコーディネーター育成
 - ・多文化社会の問題発見や活動の企画、立案などについて、行政と協働していけるような専門人材の育成をして欲しい。
 - ・多文化共生に関するコーディネーター等を国際交流協会に派遣して欲しい。

6 その他

- ・日本人と外国人が多文化共生について理解を深めるための意識啓発事業をして欲しい。
- ・都内各施設で多文化共生啓発イベントを実施して欲しい。
- ・多文化共生版のこども食堂が外国人の保護者の居場所になっている。
- ・新しい国籍のコミュニティへの情報伝達のためのネットワーク化が必要。
- ・区市町村、又はボランティア団体が利用できる補助金制度を検討して欲しい。